

# 千葉市市民総合窓口課業務派遣委託 公募型プロポーザル実施要綱

令和3年6月

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

## 【 目 次 】

1	業務概要.....	3
2	公募型プロポーザル方式による理由.....	3
3	プロポーザル参加資格 .....	3
4	プロポーザル参加資格確認申請書等の提出.....	4
5	プロポーザル説明会 .....	5
6	プロポーザルに関する質問.....	5
7	プロポーザル実施に関する事項.....	6
8	優先交渉者の選定方法等.....	6
9	契約の手続等.....	7
10	支払について .....	7
11	契約事務担当課.....	7
12	その他.....	7

本書は、「千葉市市民総合窓口課業務派遣委託」に係る契約の優先交渉者を、公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務概要

### (1) 件名

市民総合窓口課業務派遣委託契約

### (2) サービス概要

仕様書のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和4年10月31日まで

### (4) 履行場所

千葉市役所及び本市が指定又は承認する場所

### (5) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。ただし、千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第1号)に規定する市の休日には受付(各質問の受付を含む。)を行わない。

	内 容	日 付
①	本要綱に基づく公告	令和3年6月11日
②	仕様書等の交付	令和3年6月11日～令和3年6月18日
③	プロポーザル参加資格確認申請の受付	令和3年6月11日～令和3年6月18日
④	プロポーザル参加資格に関する質問の受付	令和3年6月11日～令和3年6月18日
⑤	プロポーザル参加資格に関する質問の回答(期限)	令和3年6月22日
⑥	プロポーザル参加資格確認結果の通知(発送期限)	令和3年6月25日
⑦	仕様書等に関する質問の受付	令和3年6月25日～令和3年7月 2日
⑧	仕様書等に関する質問の回答(期限)	令和3年7月 9日
⑨	提案書の提出期限	令和3年7月16日
⑩	優先交渉者の決定(選定結果の通知)	令和3年8月 3日
⑪	契約協議及び契約締結	令和3年8月(予定)

## 2 公募型プロポーザル方式による理由

本人材派遣委託は、行政改革推進プラン(平成22年度～26年度)における「区役所市民総合窓口課窓口におけるサービスの提供方法の見直し」の一環として、当時の各区市民課の受付業務や案内業務などを派遣職員に行わせることを目的として平成25年4月から開始したものである。

当該業務には専門的な知識が求められることや、市民サービスに直結することから、本派遣委託については一定水準の品質が求められる。

そのため、品質を維持することが可能である公募型プロポーザル方式により、優先交渉者を選定することとしたい。

## 3 プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2・3年度千葉市入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
  - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
  - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
  - ケ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (3) 個人情報保護に関する ISMS（ISO27001、JISQ27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を受けていること。
- (4) 労働者派遣事業許可を得ていること。
- (5) 共同企業体について、構成員が他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書等を提出し、プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) プロポーザル参加資格確認申請書等

- ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 市税完納及び特別徴収に関する証明書（前記3（2）キ及びクを証するもの）  
\*証明書は写しでも可とする。また、証明書の発行日は、入札参加資格申請日から遡って3か月以内であること。
- エ 契約実績調書（様式3）（契約保証金の有無を確認するもの）※任意提出
- オ 共同企業体構成員一覧表（様式4）（共同企業体での申請の場合のみ）
- カ 委任状（共同企業体）（様式5）（共同企業体の代表企業への委任を示すもの）
- キ 共同企業体協定書（共同企業体での申請の場合のみ）
- ク 前記3（3）を証するもの
- ケ 前記3（4）を証するもの

(2) 提出期間

1 (5)「契約締結までのスケジュール」による。

(3) 提出方法

プロポーザル参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。  
持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「プロポーザル参加資格確認申請書等在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに1(5)「契約締結までのスケジュール」に定める提出締切日の前開庁日(令和3年6月17日(木))午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) プロポーザル参加資格の確認通知

1(5)「契約締結までのスケジュール」により、プロポーザル参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を簡易書留郵便にて発送する。

5 プロポーザル説明会

説明会は実施しない。

6 プロポーザルに関する質問

(1) プロポーザル参加資格に関する質問

ア 質問書の様式

「プロポーザル参加資格に関する質問書」(様式6)を用いること。

イ 提出期間

1(5)「契約締結までのスケジュール」による。

ウ 提出方法

契約事務担当課に電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

1(5)「契約締結までのスケジュール」により、質問者に対して電子メールで回答する。

(2) 仕様書等に関する質問

ア 質問書の様式

「仕様書等に関する質問書」(様式7)を用いること。

イ 提出期間

1(5)「契約締結までのスケジュール」による。

ウ 提出方法

契約事務担当課に電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

1(5)「契約締結までのスケジュール」により、当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全プロポーザル参加者に対して電子メールで回答する。

(3) 質問書提出時の留意事項

ア 電子メール送信後に、必ず契約事務担当課に電話連絡し、質問書の到達を確認すること。

イ メール1通当たりの容量が10MBを超えないよう留意すること。

## 7 プロポーザル実施に関する事項

### (1) 提案書提出の場所及び日時

#### ア 提出場所

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所8階

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

#### イ 提出期限

令和3年7月16日(金) 午後5時00分

(場所、日時等を変更する場合は別途通知する。)

### (2) 提出書類

#### ア 見積書(様式8)

#### イ 提案書

### (3) 見積書に記載する金額

ア 見積書(様式8)を記入し、提出すること。

イ 派遣料金には、交通費及び社会保険料等関連するすべての経費を含むものとする。

### (4) 企画提案書の作成

企画提案書の作成は、別添「企画提案書作成要領」によること。

### (5) 書類の提出方法

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 見積書は、商号及び見積件名を記載した封筒に入れ、密封の上、提出すること。

ウ 郵送による見積の場合は封筒を二重とし、見積書の中封筒に入れ、密封すること。

表封筒に「見積書在中」と朱書して、企画提案書と合わせ、契約事務担当課宛てに、令和3年7月15日(木)午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

### (6) 無効となる見積

ア 本書に定める見積書類等に虚偽の記載を行った者の見積

イ 千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第16条の規定に該当する見積

ウ 郵送により見積書の提出を行う場合に、本書の定める方法によらない見積

エ 金額表示を改ざんし、又は訂正した見積書による

オ その他、本書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札

## 8 優先交渉者の選定方法等

### (1) 優先交渉者の選定方法

別添「優先交渉者選定基準」に基づき、見積価格の評価である「価格点」と企画提案書の評価である「技術点」の合計が最も高い者を優先交渉者とし、次に得点の高い者を次点とする。

### (2) 企画提案書の評価

ア 提出された企画提案書は、審査委員会において公正に評価する。

イ 7(6)により無効又は失格となった参加者の企画提案書は評価しない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。なお、優先交渉者の決定は、1 (5) 「契約締結までのスケジュール」による。

(4) 参加者の見積価格等の公表

すべての参加者の見積価格、価格点、技術点は落札者決定後これを公表する。なお、採点基準や内容等の問い合わせには一切応じない。

9 契約の手続等

(1) 次点の取扱い

優先交渉者が辞退した場合及びその他の理由で契約できないときは、次点の者と交渉する。

(2) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

また、契約保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第28条の2による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 千葉市契約規則の閲覧

千葉市契約規則は、契約事務担当課及び千葉市ホームページ「例規集」にて閲覧できる。

([http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki\\_honbun/g002RG00000202.html](http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html))

10 支払について

(1) 提案上限額

本契約に係る令和3年10月から令和4年10月までの委託料として199,808,423円に消費税及び地方消費税を加算した額を上限額としているので、見積金額に当たって留意すること。

なお、算定根拠は公表しない。

(2) 支払方法

別添「基本契約書(案)」のとおり

11 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

電話 043-245-5135 (直通)

電子メール: kusei.CIC@city.chiba.lg.jp

12 その他

(1) 費用負担

プロポーザル参加に必要な費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

(2) プロポーザル書類の取扱い

提出されたプロポーザル書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。

(3) プロポーザル参加資格を有しない者の参加

プロポーザル参加資格を有しない者がプロポーザルに参加するためには、千葉市財政局資産経営部契約課にて令和2・3年度千葉市入札参加資格者名簿への登録申請を行い、かつ、前記3の入札参加資格確認申請書を契約事務担当課に提出しなければならない。